の監査等については、私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第三十条及び第三十三条から第四十一条までの規定の適用があるものとする。この場合において、同令第三十条第一項中「各会計年度に係るものに限る」とあるのは「第十条に規定する書類をいい、各会計年度に係るものに限る」と、同令第三十四条中「一般に公正妥当と認められる学校法人会計」とあるのは「学園会計基準その他一般に公正妥当と認められる企業会計」とする。

（財産目録）

第十三条　法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する私立学校法第百七条第一項第一号の財産目録は、理事会の決議による承認を受けなければならない。

（償却資産の指定等）

第十四条　［略］

［条を加える。］

（償却資産の指定等）

第七条　［同上］

附　則

（成立の際の会計処理の特例）

第三条　学園の成立の際法附則第四条第一項の規定により学園に拠出されたものとされる資産のうち償却資産については、第十四条第一項の指定があったものとみなす。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

附　則

（成立の際の会計処理の特例）

第三条　学園の成立の際法附則第四条第一項の規定により学園に拠出されたものとされる資産のうち償却資産については、第七条第一項の指定があったものとみなす。